



2024年度町田市中小企業者等公設試験研究機関利用事業補助金 募集要領

市内事業者の商品開発及び商品改良に際し、公設試験研究機関の機器等を利用する市内の中小企業者に対し、機器利用に要する経費に対して、10万円を上限に補助します。これにより、市内事業者の技術力の向上を促進します。

1 概要

(1) 対象者

次に掲げる要件をすべて満たす中小企業者※とします。

- ① 市内に住民登録を有する個人事業者又は市内を納税地とする法人であること
- ② 3か月以上事業を営んでいること
- ③ 市税を完納していること

※ 中小企業基本法第2条第1項に該当する中小企業者

主な業種	資本金額又は出資総額	常時使用する従業員数
製造業・建設業・運輸業など	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

(2) 補助対象事業

- ・市内中小企業者が商品開発及び商品改良に際し、公設試験研究機関での依頼試験及び機器利用とします。
- ・対象事業は、2024年4月1日から2025年3月14日までに実施し、依頼試験及び機器利用に要する経費の支払いまで完了するものとします。

(3) 補助対象経費

次の条件を満たす補助対象経費一覧に掲げる経費です。

- ① 商品開発及び商品改良に際し、依頼試験及び機器利用に要する経費
- ② 2024年4月1日から2025年3月14日までに実施し、依頼試験及び機器利用



に要する経費の支払いまで完了する経費

③ 実績報告時に支払いを証する書類が提出可能な経費

※以下の経費は、補助対象にはなりませんのでご注意ください。

- ・同一の開発や試験に対し、国や東京都等から補助金の交付を受けている経費
- ・間接経費（消費税、振込手数料、交通費等）

(4) 補助率

補助対象経費の1/2（小規模企業者の場合、補助対象経費の2/3）

(5) 補助額

上限10万円

※ 1,000円未満切り捨て

2 申請

(1) 申請期間

2024年4月1日（月）～2025年3月14日（金） ※必着

※先着順で予算の範囲内で受付を行います。

※予算上限に達した場合、その時点で申請受付を終了します。

【受付時間】

平日8:30～17:00

(2) 申請方法

申請書類一式を揃えた上で、郵送または持参にてご提出ください。

<町田市中小企業者等公設試験研究機関利用事業補助金 申請書類提出先>

〒194-8520

東京都町田市森野2-2-22

町田市経済観光部産業政策課



(3) 申請書類

No	提出書類	部数
1	町田市中小企業者等公設試験研究機関利用事業補助金交付申請書（第1号様式）（指定様式）	1部
2	経費内訳書（指定様式）	1部
3	補助対象経費についての支払いを証する書類 ※請求書提出の場合は、振込日、振込金額がわかる書類をご提出ください。	1部
4	事業実態が確認できるもの 法人の場合 履歴事項全部証明書 個人の場合 住民票及び青色申告決算書又は収支内訳書 ※ 履歴事項全部証明書又は住民票は発行後3ヶ月以内のもの。 ※ 書類はすべて写し（コピー）でも可。 ※ 青色申告決算書又は収支内訳書を提出できない場合は、開業届及び月別試算表、売上元帳等事業の成果がわかる資料を提出ください。	各1部
5	市税の完納証明書 （町田市庁舎2階 市民税課207の窓口で発行しています） ※ 発行後3ヶ月以内のもの。写し（コピー）でも可。	1部
6	該当の場合 小規模企業者確認書（指定様式）	1部

※ 申請書など、申請に必要な書式は、町田市ホームページ（下記リンク又はQRコード）からダウンロードできます。

URL : <https://www.city.machida.tokyo.jp/jigyousha/shien/yushi/shikenkikanhojo.html>

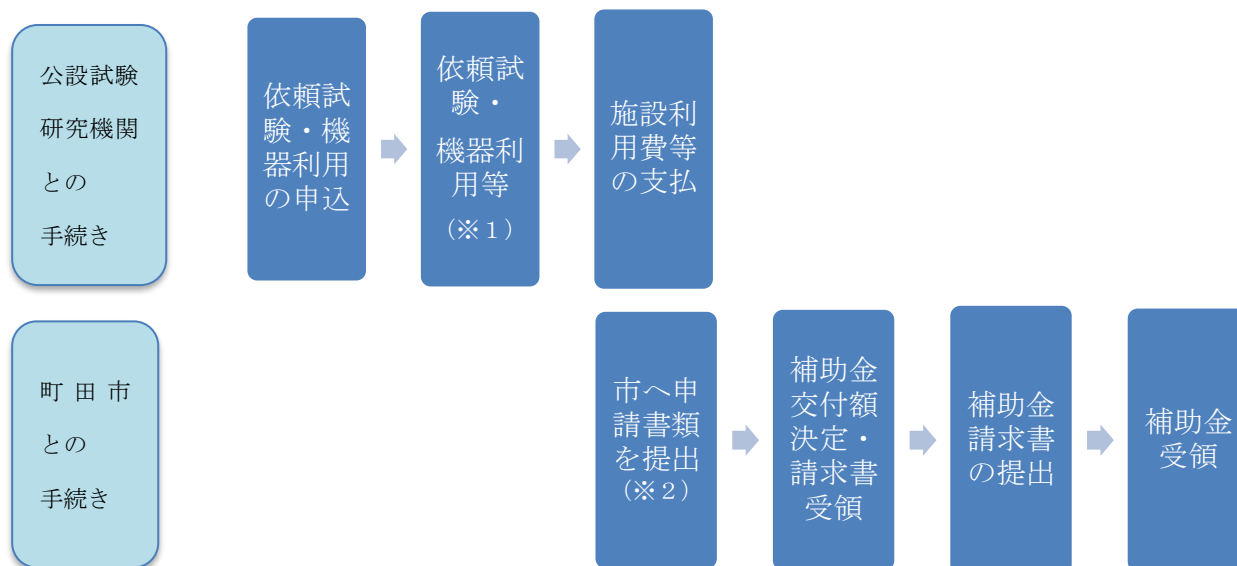


(4) 申請に関する注意事項

- ①申請書類は、原則A4サイズ、片面印刷で提出してください。
- ②申請書類に不足や誤りがある場合、追加書類の提出や、修正を求めることがあります。
- ③ご提出いただいた申請書類はお返しいたしませんので、予めご了承ください。



3 申請の流れ



- ※1 依頼試験・機器利用は2024年4月1日～2025年3月14日に実施したものが対象です。
- ※2 申請書類は、2025年3月14日（金）までに提出してください。
- ※3 先着順で予算の範囲内で受付を行います。
- ※4 予算上限に達した場合、その時点で申請受付を終了します。

4 よくある質問

【申請について】

Q1. 申請の回数に制限はありますか？

A1. 1事業者当たり同一年度で10万円を限度に1回に限り申請ができます。

Q2. 施設利用を複数回する場合は、全て補助の対象になりますか？

A2. 補助額上限10万円の中であれば、利用回数は問いません。

1回にまとめて申請を行ってください。

(例)

中小企業者が年度内、5回、合計22万円の機器の利用を行った場合
⇒合計10万円分の補助額として、申請を行ってください。



Q 3. 消費税分は補助対象になりますか？

A 3. 対象になりません。

Q 4. 創業して間もない事業者も対象となりますか？

A 4. 受付日時時点で3か月以上事業を営んでいる方が対象となります。

Q 5. 他の補助金や助成金を受けていますが、申請は可能ですか？

A 5. 同一の開発や試験に対し、国や東京都等から補助金の交付を受ける場合、市の補助金を申請することはできません。

【利用機関について】

Q 6. どのような施設が対象となりますか？

A 6. 「東京都立産業技術研究センター」、「神奈川県立産業技術総合研究所」等、地方公共団体に置かれる試験所、研究所その他の機関であって、試験研究に関する業務を行う機関です。対象となる施設は経済産業省の公設試保有機器・研究者情報検索システムに掲載されている施設です。

<町田市中小企業者等公設試験研究機関利用事業補助金 問い合わせ先>

〒194-8520

東京都町田市森野2-2-22

町田市経済観光部産業政策課

電話：042-724-3296

FAX：050-3101-9615

メール：keizai010@city.machida.tokyo.jp

